

議第27号

三島市防犯まちづくり条例案

(目的)

第1条 この条例は、犯罪の防止に関し、市、市民、地域団体及び事業者の役割を明らかにすること等により、これらの者が一体となって行う犯罪のない安全で安心なまちづくりに関する取組（以下「防犯まちづくり」という。）を推進し、もって市民が安全に安心して生活できる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者並びに市内に通勤し、通学し、及び滞在する者をいう。
- (2) 地域団体 自治会その他の地域的な共同活動を行う団体をいう。
- (3) 事業者 市内で事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(市の役割)

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 防犯意識の高揚を図るための広報及び啓発
- (2) 市民、地域団体及び事業者による防犯まちづくりのための自主的活動に対する支援
- (3) 市民の安全を確保するための環境整備その他の必要な施策

2 市は、前項に規定する施策の実施に当たっては、市民、地域団体、事業者、関係行政機関その他の防犯まちづくりに関係するものとの連携及び協力を図るよう努めるものとする。

(市民の役割)

第4条 市民は、住宅、自動車等の確実な施錠を行う等、自らの生活の安全の確保に努めるとともに、地域における防犯まちづくりに参加するよう努めるものとする。

2 市民は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(地域団体の役割)

第5条 地域団体は、地域における防犯まちづくりの推進に努めるものとする。

2 地域団体は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第6条 事業者は、その事業活動における安全の確保に自ら努めるとともに、地域における防犯まちづくりに協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、この条例の目的を達成するため市が実施する施策に協力するよう努めるものとする。

(犯罪被害者となりやすい者への配慮)

第7条 市、市民、地域団体及び事業者は、幼児、児童、生徒、高齢者、障害者その他の犯罪被害者となりやすい者の安全を確保するよう努めるものとする。

(児童等の安全の確保)

第8条 学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校（大学を除く。）をいう。）及び保育所（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条第1項に規定する保育所をいう。）を設置し、又は管理する者（以下「学校管理者等」という。）は、当該幼児、児童、生徒等の安全を確保するため、防犯に関する啓発及び指導その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 幼児、児童、生徒等が日常的に利用している通学路、公園、広場等における当該幼児、児童、生徒等の安全を確保するため、市民、地域団体、事業者、学校管理者等及び関係行政機関は、連携して必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

平成25年2月19日提出

三島市長 豊岡 武士